

# 令和7年度「年末年始の交通事故防止運動」実施要綱

## 1 運動の目的

年末年始は、夕暮れ時や夜間の交通事故が増加する傾向にあるため、県民総ぐるみで交通事故防止運動を展開し、広く県民に交通安全意識の普及啓発を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることで、交通事故防止を図ることを目的とする。

## 2 主唱

鹿児島県交通安全県民運動推進協議会

## 3 推進機関

県、県警察、各市町村、鹿児島県交通安全県民運動推進協議会構成機関・団体

## 4 運動期間

令和7年12月10日（水）～令和8年1月10日（土）

## 5 スローガン

『年末年始 ルールとマナーで <sup>かごしまじ</sup>鹿児島路』

## 6 運動の重点

- (1) 夕暮れ時、夜間における交通事故防止
- (2) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進
- (3) 飲酒運転の根絶

## 7 各重点の趣旨及び推進項目

### (1) 夕暮れ時、夜間における交通事故防止

#### 【趣旨】

令和6年中、一般的に夕暮れから夜間（早朝を含む）の時間帯と認識されている午後5時から翌午前7時までの間に発生した人身事故は1,002件で、そのうち31人（R6年中死者全体の58.5%）の尊い命が失われる結果となった。

また、この時期は、一年の中で夜の時間帯が一番長いことや、日没とともに辺りが急激に暗くなり、運転者・歩行者ともに視認性が低下するなど、重大事故の発生が増加する傾向にある。

このことから、早めのライト点灯や夜光反射材用品の着用等を推進し、県民一丸となって交通事故防止に努めることが必要である。

#### (推進事項)

- 「プラス1（ワン）運動」の実践
  - ・ 横断時の確認をプラス1（道路中央付近でもう一度左を確認）
  - ・ 夜光反射材をプラス1
  - ・ 明るい服装をプラス1
- 「3（サン）ライト運動」
  - ・ 夕暮れ時の早めのライト点灯
  - ・ 原則上向きライト点灯
  - ・ トンネル内ライト点灯

- 街頭での交通安全指導及び歩行者の保護誘導活動の推進
- 歩行者及び自転車利用者等に対する夜間ライト点灯の徹底と夜光反射材用品の着用・携行の推進
- 自動車運送業を始めとする各種事業者による従業員への夕暮れ時以降の運転時の注意喚起を促す取組の推進

## (2) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

### 【趣旨】

令和6年中、自転車乗車中の死傷者243人のうち、乗車用ヘルメット（以下、「ヘルメット」と称す。）着用者は58人で、着用率は約2割（23.9%）であった。（R6上半期の着用率は23.2%）

令和7年上半期においては、自転車乗車中の死傷者89人のうち、ヘルメット着用者は29人で、着用率は約3割（32.6%）であった。

着用率については、前年と比較して若干増加したものの、未だ3割程度と低調である。

また、かごしま自転車条例及び令和5年4月1日の道路交通法改正により、自転車乗車中のヘルメット着用が努力義務となっているほか、令和6年11月1日からは、自転車の危険な行為である「酒気帯び運転」と「携帯電話使用等」への罰則が新設された。

さらに、令和8年4月からは自転車利用者に対する交通反則通告制度（いわゆる「青切符制度」）が運用されることに伴い、自転車や特定小型原動機付自転車に対する乗車用ヘルメット着用と交通ルールの遵守について、更なる周知啓発を図ることが必要である。

### （推進事項）

- 「かごしま自転車条例」の更なる理解促進
- 令和8年4月1日から交通反則通告制度が導入されることを踏まえた、自転車の基本的な通行方法や自転車通行空間が整備された箇所における通行方法の周知と遵守の徹底を促す取組の推進
- 信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行、飲酒運転、二人乗り、傘差し等の片手運転、イヤホン等を使用した運転、並進の禁止等交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
- 改正道路交通法により施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発の推進
- 自転車や特定小型原動機付自転車（以下、「電動キックボードなど」と称す。）利用時の乗車用ヘルメット着用の重要性に対する広報啓発や街頭における安全指導の推進
- 幼児同乗中の自転車の特性（重心が高く不安定であるなど）を踏まえた転倒防止など安全利用に関する広報啓発や幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用の徹底を促す取組の推進
- 自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促す取組の推進
- 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入を促す取組の推進
- 自転車配達員に対する街頭における指導啓発や雇用主等に対する交通安全対策の働き掛け等の推進

- 電動キックボードなど利用時の交通ルール遵守（16歳未満による運転の禁止や車道通行の原則など）を促す取組の推進
- シェアリング事業者、販売事業者等と連携した電動キックボードなどの交通ルールの理解・遵守の徹底を促す取組の推進
- シェアリング事業者、販売事業者等と連携した被害軽減のための乗車用ヘルメット着用を促す取組の推進

### (3) 飲酒運転の根絶

#### 【趣旨】

令和6年中、飲酒運転事故は45件発生し、そのうち6件（13.3%）が11月と12月に発生した。

令和7年上半期においては、飲酒運転関連事故が14件（前年比－9件）発生し、2人（前年比－4人）の尊い命が失われており、前年と比べて飲酒運転関連事故及び同死者数は減少したものの、未だに飲酒運転が後を絶たない状況にある。

例年、飲酒の機会が多くなる年末年始などは、飲酒運転による交通事故の発生が懸念されることから、県民一人一人に対して「飲酒運転を絶対にしない、させない」という機運を醸成することが必要である。

#### （推進事項）

- 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」を醸成するため、交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等のほか、飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進など、地域、職域等における飲酒運転根絶に向けた取組の推進
- 運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等、業務に使用する自動車の使用者等における義務の遵守を徹底させる取組の推進
- 飲酒運転「8（やっ）せん運動」の展開
  - ・ 酒を飲んだら運転しません
  - ・ 運転するなら酒は飲みません
  - ・ 酒を飲んだ人には運転させません
  - ・ 酒を飲んだ人には車は貸しません
  - ・ 運転する人には酒はすすめません
  - ・ 酒を飲んだ人の車には同乗しません
  - ・ 使用者は、従業員に飲酒運転を命じたり、認めたりしません
  - ・ 酒を飲んだら自転車にも乗りません
- \* ～ハンドルキーパー運動とは～
 

自動車で飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間などを送り届けるというもので、「乗るなら飲むな、飲むなら乗るな」を実践し、飲酒した人にハンドルを握らせない運動のこと